

令和3年第2回定例会12月議会 発言通告一覧表(2)

市議会の本会議は、どなたでも自由に傍聴できます。本会議は午前10時から開会します。傍聴される方は議会棟3階傍聴者ロビーへ直接お越しください。発言内容の詳細については、次ページ以降をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、会議については、原則マスクを着用し、換気等の措置を実施の上行いますので、ご理解とご協力をお願いします。
風邪症状(熱、咳、くしゃみ、鼻水等)のある方は、傍聴をご遠慮願います。

発 言 順 位

12月8日(水)

- (1) 辻 本 達 也 議員(日本共産党)……………P2
- (2) 丸 谷 聡 子 〃 (かけはしSDGs)……………P3

令和3年第2回定例会 12月議会発言通告一覧表（2）

発言順位	1	議員名	辻本 達也（日本共産党）
発言事項	<p>1 議員提出議案第4号 明石市工場立地法地域準則条例制定のことで</p> <p>(1) 条例制定の理由について (要旨) 明石市において条例を制定しなければならない理由について問う。</p> <p>(2) 「緑地面積率」及び「環境施設面積率」について (要旨) 提案された数値の根拠について問う。</p> <p>(3) 第7条 周辺環境への配慮について (要旨) いわゆる「努力目標」的表現にとどめた理由について問う。</p> <p>(4) 「明石市工場緑地のあり方検討会」の結論を待たずに条例案を提案したことについて (要旨) 本件については「明石市工場緑地のあり方検討会」で熱心に御議論いただいております、間もなく結論が出されようとしている。このようなタイミングで条例案を提案した理由は何か。理由を問う。</p> <p>(5) 明石市自治基本条例や市民参画条例との整合性について (要旨) 市民参画手続きを経て条例制定に進むべきところ、必要な手続きや市民への説明がなされないまま取組を進めることは、条例の主旨に反するものと考えます。また、明石市議会基本条例に規定する市民参加や市民への説明責任についても不十分である。認識を問う。</p>		

発言順位	2	議員名	丸谷 聡子 (かけはしSDGs)
発言事項	<p>1 議員提出議案第4号 明石市工場立地法地域準則条例制定のことについて</p> <p>(1) 明石市工場緑地のあり方検討会での結論について (要旨) 明石市工場緑地のあり方検討会での結論に基づいて条例を制定すべきと考えるが、見解を問う。</p> <p>(2) 市民参画手続きについて (要旨) 条例制定においては、市民参画条例に基づく手続きが必要であると考えるが、見解を問う。</p>		